第3期(平成24~26年度)

鎌ケ谷市障がい福祉計画

鎌 ケ 谷 市 ^{平成24年7月}

一 目 次 一

第1章 障がい福祉計画の概要	
 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	··· 1 ··· 2
4 計画の目標······· 5 計画の期間及び見直しの時期····· 6 計画の進捗状況の点検及び評価について···· 6	З
第2章 地域生活への移行目標	
1 福祉施設の入所者の地域への移行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第3章 障がい福祉サービスと地域生活支援事業	
1 障がい福祉サービスの見込量と確保の方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4章 計画の推進に向けて	
1 制度の周知····································	· 20
《参考資料》	
鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 21
鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会委員一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 23

第1章 障がい福祉計画の概要

1 計画策定の趣旨

平成18年4月に障害者自立支援法が施行されてから5年が経過しました。この間、障がい者が自ら事業者を選び、契約をする制度が定着し、身体障がい、知的障がい、精神障がいの三障がいの一元化やサービス体系を「障がい福祉サービス」と「地域生活支援事業」に再編するとともに、入所施設や精神科病院からの地域移行の強化の方向が強化されました。

鎌ケ谷市では、「共に生き 共にひらく 福祉のまちづくり」の実現を目指し、 障がい者施策の基本的な方向を示すものとして、平成11年3月に、平成22年度までの「鎌ケ谷市障害者計画」を策定し、平成18年の障害者自立支援法の施行に伴い、新たな社会情勢に対応すべく「鎌ケ谷市障がい者計画」の改定を行い、 平成23年4月には平成23年度から10年間の鎌ケ谷市の障がい者福祉の基本を示した「第二期鎌ケ谷市障がい者計画」を策定しました。

「鎌ケ谷市障がい福祉計画」は、「鎌ケ谷市障がい者計画」の障がい福祉サービスと地域生活支援事業の提供体制の確保と円滑な事業実施を図るために、障害者自立支援法の規定に基づき、3年間の障がい福祉サービス等の見込量を設定したもので、3年毎に障がい福祉サービスの実績を踏まえて見直しを行っているものであります。この度は第3回目の見直しで、平成24年度から平成26年度までの計画となります。

2 計画の位置づけ

- ・ この計画は、障害者自立支援法第88条の規定に基づき策定が義務付けられた 法定の計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「第二期鎌ケ谷市障がい者 計画」が理念や方向性を示したものであるのに対し、福祉サービス等の具体的な 見込量を示しています。
- ・ 本計画に定めるべき内容、目標水準の設定の考え方については、障害者自立支援法第88条第1項の規定に基づき定められた指針に沿うとともに、鎌ケ谷市独 自の課題等を踏まえ目標や見込量を設定するものです。
- ・ また、「第二期鎌ケ谷市障がい者計画」同様、鎌ケ谷市における福祉全体の施策を定めた「鎌ケ谷市地域福祉計画」「鎌ケ谷市総合基本計画鎌ケ谷市レインボープラン21」との整合や一体的な施策展開を図るとともに、関連計画との連携が取れたものとなっています。

※ 参考 障害者自立支援法第88条第1項

市町村は、基本方針に則して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

3 計画の基本理念

「障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の現実に寄与する」を目的とした障害者自立支援法の趣旨や、障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、鎌ケ谷市障がい福祉計画の基本理念である「共に生き 共にひらく 福祉のまちづくり」を引き継ぐとともに、障がい福祉計画からの基本理念である以下の3点を引き継ぎ、基本理念とします。

① サービスの自己選択と自己決定の尊重

ノーマライゼーションの理念のもとに、障がいの種類や程度に関わらず障がいのある人が自ら居住場所やサービスを選択し、自立した社会生活が可能となる社会の実現を目指します。

② 身体、知的、精神の3障がいを一元化した障がいサービスの提供

障がいの種別にかかわらず、必要な障がい福祉サービスを利用することができるよう、サービス提供基盤の整備を図ります。

③ 地域生活への移行と就労支援の充実

今後の福祉施設入所者、退院可能精神障がい者の地域生活への移行を考慮し、 地域の社会資源を最大限に活用しながら、障がいのある人の生活を地域全体で 支えるサービス供給体制の整備をすすめます。

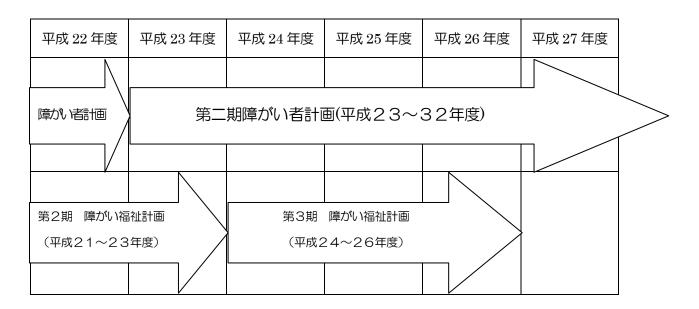
4 計画の目標

第1期障がい福祉計画、第2期障がい福祉計画の進捗状況と、新たに提示された項目を踏まえて、次の5点を取り組みの目標とします。

- ① 就労支援体制の強化と就労の促進
- ② 相談支援の充実・強化
- ③ 居住の場の確保
- ④ 長期入所、長期入院者の地域生活移行の促進
- ⑤ 虐待防止に対する取り組みの強化

5 計画の期間及び見直しの時期

この計画は平成26年度を目標年度とするものですが、国では、平成25年度に障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない支援の提供や、一人ひとりのニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法(仮称)」を平成25年8月までの施行を目指すとして検討を行っていたところでしたが、新たに障がい者の範囲に難病患者を加えることを柱とした「障害者総合支援法」が制定されたことから、計画の期間中に本計画の策定内容に大きく影響を及ぼすことも想定されており、計画の大幅な修正が必要になった場合には見直しを行います。



6 計画の進捗状況の点検及び評価について

計画の策定にあたっては、障がい者団体、事業所等で構成する「鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会」の意見を踏まえ、計画を策定しました。

今後も、障がい福祉計画の目標や障がい福祉サービスの見込み量を達成するため、毎年度、計画の達成状況の点検と評価を行うとともに、「鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会」からの意見を踏まえながら、サービス提供にかかる課題や取り組み方針について検討し、実施していきます。

※鎌ケ谷市障がい者自立支援協議会の役割

鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協会は、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす場として市が設置し、定期的に協議を行います。

(構成メンバー)

相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、 保健医療関係者、教育・雇用関係者、 障がい者団体関係者、権利擁護・地域福祉関係者、 行政関係職員など

(主な機能)

- ・中立公正を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価等を実施
- ・困難事例への対応のあり方に関する協議と調整
- ・地域の福祉資源の開発と改善に向けた協議
- ・鎌ケ谷市障がい者計画等の具体化に向けて協議すること

第2章 地域生活への移行目標

1 福祉施設の入所者の地域への移行

国の基本指針では、平成26年度末までに、平成17年10月時点の施設入所者数の3割以上を地域生活へ移行することを目指すとともに、平成26年度末時点の施設入所者数を1割以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定するとしています。

本市の平成17年10月1日時点の施設入所者数は58人です。国や県の目標値を踏まえ、平成23年度までに地域生活に移行する人の目標値を6人としましたが、平成23年度末の施設入所者は54人であり、23年度末の目標施設入所者数の52人に達しておらず、高齢化社会等の現状を踏まえ、目標年度(平成26年度)の施設入所者目標値を52人とします。

[目標達成のための取り組み]

市では、相談支援体制の強化を図るとともに、日中活動の場の整備や地域活動 支援センター等の運営支援等による地域における受け皿づくりに取り組みながら、 グループホームやケアホーム等の居住サービスの整備にも努めていきます。

項目	数値	備考		
第1期計画作成時点	58人	平成17年10月1日現在の施設入所者数		
の施設入所者数(A)	567	平成17年10月1日現在の施設人所省数		
目標年度の施設入所	52人	東京の存在中央の施設を示する。		
者数(B)	527	平成26年度末時点の施設入所者数		
【目標值】	6人			
地域生活移行者数		平成26年度末までの移行者の目標値		
(A) - (B)	10%			

2 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針では、平成26年度までに、福祉施設利用者が就労移行支援事業などを通して一般就労へ移行する人を、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上に増やすことを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することとしています。

本市では、平成17年度に福祉施設から一般就労した人は2人ですが、平成17年度の実績は、過去の実績をもとに評価すると年平均の就労者数を上回っていることから、平成26年度の年間就労者数については、2倍の4人が福祉施設から一般就労すると設定しました。

項目	数値	備考
第1期計画作成時点の年間	2.1	平成17年度に福祉施設を退所し、一般
一般就労移行者数		就労した者の数
平成26年度の	4人	平成26年度において施設を退所し、一
年間一般就労移行者数	2倍	般就労する者の数

3 就労支援事業の利用に係る目標

①就労移行支援事業

国の基本指針では、平成26年度末における福祉施設利用者のうち2割以上が 就労移行支援事業を利用することを目標としています。

本市では就労継続支援B型を選択する人より生活介護の事業を選択する人が 多いことから、就労移行支援事業利用見込者を10人(5%)と見込んでいます。

項 目	数値	備考		
第3期計画作成時点の福祉	4001	療護施設、更生施設、授産施設等を利用		
施設利用者数	196人	している者の数		
【目標値】	10人	上記のうち、平成26年度末までに就労		
就労移行支援事業利用者数	5%	移行支援事業を利用する者の数		

②就労継続支援(A型)事業

国の基本指針では、平成26年度末における就労継続支援事業のうち3割以上が 就労継続支援事業A型(雇用型)を利用することを目標としています。

本市では就労継続支援A型の利用者は1人で、福祉的就労を選択する場合はB型を選択する傾向がありますので、3人(5%)と見込んでいます。

項目	数値	備考
【目標値】		平成26年度において就労継続支援事業
就労継続支援事業利用者数	63人	を利用している者の数
		(P11 のサービス見込量参照)
【目標値】	3人	上記のうちA型事業(雇用型)を利用し
上記のうちA型利用者数	5%	ている者の数

- ※ 就労継続支援A型:通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供するとと もに、一般就労への移行に向けて支援する。
- ※ 就労継続支援B型:通所による就労や生産活動の機会を提供するが、雇用契約は結ばない。

第3章 障がい福祉サービスと地域生活支援事業

1 障がい福祉サービスの見込量と確保の方策

(1) 障がい福祉サービス見込量の算出方法

国の基本指針に基づき、障がい福祉サービスの需要側と供給側の数値を踏まえて見込み量を設定します。

需要側については、現在のサービス利用者数を基礎として、支援費制度以降の利用者数の伸びや障害者自立支援法施行後の新たなサービスの利用状況などを加え、障がいのある人のニーズなどを踏まえて見込んだ利用量を勘案して推計します。

(2) 障がい福祉サービスの見込量と確保の方策

① 訪問系サービス

障がいのある人などが地域で生活していくために今後とも重要なサービスです。居宅介護の利用者は増える傾向にあります。重度訪問介護では利用時間の伸びが想定を大幅に越えています。行動援護は対象者が見込みを下回っています。 第3期計画においては、こうした利用動向を勘案して目標を設定し、必要なサービス提供基盤の整備に努めます。

●サービスの概要

居宅介護 : 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

重度訪問介護: 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入

浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合

的に行います。

行動援護 : 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回

避するために必要な支援や外出支援を行います。

<対象者>知的障がいや精神障がいによって行動上著しい

困難があり、常に介護を必要とする人

重度障害者等包括支援:介護の必要性がとても高い人に、必要な福祉サービス

(居宅介護、行動援護、短期入所、生活介護等)を包括的に

提供します。

同行援護 : 平成23年10月から始まった新しいサービスです。重度視覚

障がい者(児)の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や

代読・代筆等の援護を行います。

<対象者>重度の視覚障がい者

事業	21年度	22年度	23年度	単 位
	1, 000	1, 200	1, 400	時間/月
居宅介護	954	963	859	
	50	60	70	実人/月
	52	54	67	大八/ 万
	45	70	70	時間/月
重度訪問介護	275	783	1, 000	
主及的问门设	2	3	3	実人/月
	4	3	6	
	10	10	10	時間/月
 行動援護	0	7	11	
IJ 到月友o支	2	2	2	実人/月
	0	1	1	大八/ 万
	0	0	0	時間/月
重度障害者等包括	0	0	0	רטוניי 🖊
支援	0	0	0	実人/月
	0	0	0	天八/ 门

[※]重度訪問介護は本人のニーズにより支給量を増やしました。

●サービスの見込量

事業	24年度	25年度	26年度	単位
居宅介護	1, 400	1, 400	1, 600	時間/月
冶七八碳	70	70	80	実人/月
重度訪問介護	90	90	90	時間/月
里及初向八張	4	4	4	実人/月
同行援護(新規)	250	340	420	時間/月
	15	20	25	実人/月
行動援護	60	60	80	時間/月
11到11友丧	3	ω	4	実人/月
重度障害者等包括	744	744	1, 488	時間/月
支援	1	1	2	実人/月

[※]行動援護は介護者の高齢化を勘案し、見込量を大幅に増やしました。

[※]重度障害者等包括支援は利用者の重度化を勘案して利用を見込みました。

●見込量確保のための方策

施設入所者や退院可能な精神障がい者の地域生活への移行を考慮して、居宅介護も含めたサービス量の拡大を目指しています。そのためにも、利用者のニーズを適格に把握するとともに、サービス提供事業者への情報提供を図り、あわせて事業者の確保にも努めます。

② 日中活動系サービス

障がいのある人が地域で自立するために必要なサービスです。生活介護、就 労継続支援B型が急速に伸びています。これは福祉的就労を求める方、常に介護 を必要とする方が増える傾向が強いということを示しています。

●サービスの概要

生活介護 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介

護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提

供します。

自立訓練 : 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、

(機能訓練・生活訓練) 身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行い

ます。

就労移行支援 : 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要

な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援 : 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するととも

(A型・B型) に、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

療養介護 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療

養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。

児童デイサービス: 障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指

導、集団生活への適応訓練等を行います。

短期入所 : 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、

施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

●利用実績(上段が第2期計画の見込み量、下段が実績)

事業	21年度	22年度	23年度	単位
	680	700	900	延人日/月
生活介護	628	811	883	延八口/ 万
土/0/1碳 	34	35	45	実人/月
	32	45	50	关八/月
自立訓練(機能訓練)	44	66	66	延人日/月
	13	23	11	進入ロ/月
	2	3	3	実人/月
	1	2	2	大八/ 万

自立訓練(生活訓練)	88	110	132	延人日/月	
	42	15	21		
	4	5	6	実人/月	
	1	1	1	×/\/ /3	
	120	160	160	延人日/月	
就労移行支援	68	144	267	<u> </u>	
秋Д19∏又1反	6	8	8	実人/月	
	3	9	17	大八/ 万	
	0	0	40	延人日/月	
就労継続支援(A型)	Ο	0	18	些八□/ 月	
(雇用型)	Ο	0	2	実人/月	
	Ο	0	1	天八/ 月	
就労継続支援(B型)	200	240	300	エレー / ロ	
	114	596	766	延人日/月	
(非雇用型)	10	12	15	実人/月	
	7	34	73	关八/ 月	
	31	31	217	延人日/月	
療養介護	31	31	31	延八□/月	
775 52 7 105	1	1	7	実人/月	
	1	1	1	关八/ 月	
	464	496	528	征 1 口 7 日	
 児童デイサービス	464	496	648	延人日/月	
	58	62	66	実人/月	
	58	62	68	大八/ 月	
短期入所	154	168	182	エレフ /ロ	
	226	279	356	延人日/月	
	22	24	26	宝人/日	
	29	21	24	実人/月	

●サービスの見込量

事業	24年度	25年度	26年度	単 位
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	1, 700	1, 900	2, 100	延人日/月
生活介護	85	95	105	実人/月
自立訓練(機能訓練)	66	88	88	延人日/月
日江訓珠 (豫彤訓珠)	3	4	4	実人/月

自立訓練(生活訓練)	132	132	132	延人日/月
	6	6	6	実人/月
就労移行支援	240	300	360	延人日/月
	12	15	18	実人/月
就労継続支援(A型)	40	40	60	延人日/月
(雇用型)	2	2	3	実人/月
就労継続支援(B型)	800	1, 000	1, 200	延人日/月
(非雇用型)	40	50	60	実人/月
療養介護	310	310	310	延人日/月
原民川 设	10	10	10	実人/月
短期入所	350	350	350	延人日/月
△立☆□/\「ブ)	30	40	50	実人/月

※就労継続支援(B型)の利用者のおよそ三分の一は生活介護に移行することが予測されますので、平成24年度の見込は生活介護85人、就労継続支援(B型)40人としました。また、就労継続支援(A型)は利用の伸びが緩慢なため、上記のように見込みました。

●見込量確保のための方策

障害者自立支援法の目的である障がい者の自立と地域生活への移行を促進するため、利用者の意向や状況に応じた多様なサービスの提供に努めます。

サービス提供事業者に対しては、関係機関との連携、情報の共有化によりサービス需要の動向の把握に努めます。

児童デイサービスは、「通所支援」として他の通所施設と統合され、平成24年度からは児童福祉法に位置付けられます。よって、サービスの見込み量の表からは除きました。

③ 居住系サービス

施設入所者や退院可能精神障がい者の地域生活への移行をすすめるための重要なサービスがグループホームやケアホームです。しかし、現状では施設へ入所せざるとえないという状況があります。

●サービスの概要

施設入所支援・・・・施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事

の介護等を行います。

共同生活介護・・・・・夜間や休日に共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食

(ケアホーム) 事の介護等を行います。

共同生活援助 こ 夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上

(グループホーム) の援助を行います。

事業	21年度	22年度	23年度	単位
施設入所支援	25	26	36	実人/月
	19	23	26	大八/ 月
共同生活介護(ケアホーム)	11	13	15	実人/月
	19	17	17	大八/ 万
共同生活援助(グループホーム)	7	9	11	実人/月
	0	8	00	

●サービスの見込量

事業	24年度	25年度	26年度	単位
施設入所支援	50	50	50	実人/月
共同生活介護(ケアホーム)	20	30	40	実人/月
共同生活援助(グループホーム)	20	20	20	実人/月

●見込量確保のための方策

障がい福祉計画の目標を達成するためには、居住系サービスの計画的な推進が 必要であるため、障がい者の地域生活への移行状況を適切に把握し、計画的に居 住基盤の整備に努めます。

また、地域で自立した生活を送ることが困難な障がい者については、既存施設を中心に必要な入所施設の確保に努めます。

④ 相談支援(サービス利用計画作成)

支給決定を受けた障がい者が、心身の状況や置かれている環境、障がい福祉 サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、市が委託する相談支援事業者がサービス利用計画を作成しますが、その利用は伸びてはいません。

●利用実績(上段が第2期計画の見込み量、下段が実績)

事業	21年度	22年度	23年度	単 位
=1-m-t-0=W-t-+	1	2	3	実人/月
計画相談支援	0	8	3	実人/月

●サービスの見込量

事 業	24年度	25年度	26年度	単位
計画相談支援	10	20	30	実人/月
地域移行支援	1	2	2	実人/月
地域定着支援	1	2	2	実人/月

※障害者自立支援法におけるサービス利用計画作成費支給対象者数

見込量確保のための方策

サービスを必要とする障がい者が適切にサービスを利用できるように、サービス内容の周知を図るとともに、専門職を配置した相談支援事業者や関係機関等との連携を進めます。また、事業者に対し、相談支援事業への参入を勧奨し、相談支援事業者の確保に努めます。

2 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

- (1)地域生活支援事業の見込量の算出方法 障がいのある人のニーズなどを踏まえて見込んだ利用量を勘案して推計します。
- (2) 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

① 相談支援事業

障がいのある人などが自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、 障がいのある人や障がいのある子どもの保護者または障がいのある人の介護を 行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供を行うことや権利擁護のために 必要な支援を行います。

相談支援事業は、平成19年4月から事業を開始した市内の相談支援事業所2ヶ所に委託事業として実施しています。

また、相談支援事業を効果的に実施するために、保険・医療関係者、雇用関係機関、障がい者団体、学識経験者などからなる地域自立支援協議会を活用し、ネットワークの構築を図っています。

●サービスの概要

障がい者相談支援事業: 障がいのある人やその家族の相談に応じながら、福祉サ

ービスにかかる情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介、権利擁護のために必要な支援などを

行います。

地域自立支援協議会 : 相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関する

システムづくりに関し、中核的な役割を果たす地域自立 支援協議会を設置運営し、相談支援事業の評価や困難事

例への対応等にかかる協議、調整等を行います。

相談支援機能強化事業: 困難ケースへの対応や相談支援機能の強化のため、相談

支援機関に社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専

門的職員の配置等。

住宅入居等支援事業 : 賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいないな

どの理由から入居が困難な障がい者を支援するため、入居に必要な調整等にかかる支援や家主等への相談、助言

などを行います。

成年後見制度利用支援事業: 成年後見制度の利用が必要と認められる知的また

は精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を支

援し、これらの方の権利擁護を図ります。

●利用実績(上段が第2期計画の見込み量、下段が実績)

事業	21年度	22年度	23年度	単位
障がい者相談支援事業	4	4	4	箇 所
	3	3	3	
地域自立支援協議会	有	有	有	有・無
	有	有	有	H W
市町村相談支援機能強化事業	有	有	有	有・無
	有	有	有	
住宅入居等支援事業	有	有	有	有・無
(居住サポート事業)	有	有	有	H * ##
成年後見制度利用支援事業	有	有	有	有・無
	有	有	有	

●サービスの見込量

事業	24年度	25年度	26年度	単位
障がい者相談支援事業	4	4	4	箇 所
地域自立支援協議会	有	有	有	有・無
市町村相談支援機能強化事業	有	有	有	有・無
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	有	有	有	有・無
成年後見制度利用支援事業	有	有	有	有・無

●見込量確保のための方策

今後も公的窓口が相談支援事業の中心となるとともに、民間相談支援事業者や 関係機関との連携をさらに強化し、住宅入居等支援や成年後見制度利用支援のサ ービス拡充に努めます。

② コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのために、意思疎通を図ることに支 障がある障がいのある人などに、手話通訳者や要約筆記者を派遣するなどのコミ ュニケーション支援を行います。

事業	21年度	22年度	23年度	単位
コミュニケーション支援事業	35	38	40	実人/月
	9	10	12	大八/ 万
設置手話通訳者	1	1	1	Å
	1	1	1	入

●サービスの見込量

事 業	24年度	25年度	26年度	単位
コミュニケーション支援事業	35	38	40	実人/月
設置手話通訳者	1	1	1	人

●見込量確保のための方策

設置・派遣手話通訳者の体制をさらに充実させるとともに、新たなサービスである要約筆記者の利用促進に努めます。

③ 日常生活用具給付事業

障がいのある人や子どもの日常生活の利便向上を図るため、身体介護を支援する用具・訓練などに用いる用具、入浴補助用具などの自立生活を支援する用具、ストマ用装具などの排せつ管理を支援する用具、居宅生活活動などを円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うものの購入及び改修工事費などを給付します。

●サービスの概要

介護訓練支援用具 : 障がい者介護用の特殊ベッドやマット、障がい児が訓

練に用いるイス等の用具

白立生活支援用具 : 入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の自

立生活を支援する用具

在宅療養等支援用具 : 電気式たん吸引器や盲人用体温計等の障がい者の在

宅療養を支援する用具

情報・意思疎通支援用具: 点字器や人工喉頭等の障がい者の情報収集、伝達、意

思疎通を支援する用具

排泄管理支援用具 : 人工肛門者用ストマ用装置等の排泄管理を支援する

衛生用品

を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用

事業	21年度	22年度	23年度	単位
介護訓練支援用具	8	00	8	件/年
	7	0	2	H7 4
自立生活支援用具	22	23	23	件/年
	12	12	21	H/ +
在宅療養等支援用具	15	18	20	件/年
	15	16	13	IT/ 1
情報・意思疎通支援用具	30	33	36	件/年
	20	18	19	IT/ 1
排泄管理支援用具	1, 800	1, 900	2, 000	件/年
	1, 524	1, 560	1, 668	11/ 4
居宅生活動作補助用具	3	4	4	件/年
(住宅改修費)	0	0	0	H/ +

●サービスの見込量

事業	24年度	25年度	26年度	単位
介護訓練支援用具	80	80	8	件/年
自立生活支援用具	22	23	23	件/年
在宅療養等支援用具	15	18	20	件/年
情報・意思疎通支援用具	30	33	36	件/年
排泄管理支援用具	1, 716	1, 750	1, 785	件/年
居宅生活動作補助用具	3	4	4	 件 <i>/</i> 年
(住宅改修費)	9	4	4	H/ +

[※]排泄管理支援用具は、1人につき年間12件(月1件)として集計

●見込量確保のための方策

サービスを必要としている障がい者へ適切に供給できるよう、用具情報の収集、 利用者ニーズの把握、制度のPRに努めます。

④ 移動支援事業

屋外での移動に困難を伴う心身に障がいのある人や子どもに対して、地域での自立した生活や社会参加を促すために、外出のために必要な支援を行う事業を 実施します。

事業	21年度	22年度	23年度	単位
移動支援事業(利用時間)	400	440	480	時間/月
	126	140	137	
移動支援事業(利用者数)	60	70	80	実人/月
	12	14	13	

●サービスの見込量

事業	24年度	25年度	26年度	単位
移動支援事業(利用時間)	400	440	480	時間/月
移動支援事業(利用者数)	60	70	80	実人/月

●見込量確保のための方策

事業の周知に努めるとともに、利用者のニーズに合わせたサービスの提供と安定した提供体制の整備に努めます。

⑤ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、日中の創作活動や生産活動の機会の提供を通じ、障がいのある人の地域での生活を支援するもので、 I 型~Ⅲ型の3種型があります。

上記の基礎的事業に加え専門職員を配置し、障がい者の地位生活支援の促進 を図る機能強化型事業もあります。

●サービスの概要

種類	内 容
	基礎的事業に加え、専門職員(精神保健福祉士など)を配置し、医療・
 型	福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランテ
1 ==	ィア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発などの事業を
	実施する。
Ⅱ墹	地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会
11元	適応訓練、入浴などのサービスを実施する。
Ⅲ型	地域において概ね5年以上の安定的な運営が図られている小規模福祉作
ш±	業所などからの移行が想定されているもの。

事業	21年度	22年度	23年度	単位
	3	3	3	箇 所
(3	3	4	
鎌ケ谷市利用分	33	33	33	実人/月
	33	35	37	大八/ 万
他市町村利用分	5	5	5	箇 所
	5	6	3	
	4	4	4	実人/月
	5	6	3	天八/ 月

●サービスの見込量

事業	24年度	25年度	26年度	単位
鎌ケ谷市利用分	3	3	3	箇 所
球グ台印列用力	33	33	33	実人/月
他市町村利用分	5	5	5	箇 所
	4	4	4	実人/月

●見込量確保のための方策

小規模作業所等が地域活動支援センターや訓練給付などの法定事業所へ移行し、安定した経営基盤と充実したサービスが提供できるよう支援していきます。

⑥ 手話・要約奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等とのコミュニケーションの支援のため、手話奉仕員や要約筆記奉仕員を養成するための研修を定期的に実施し、障がい者の社会参加と交流を促進します。

●利用実績(上段が第2期計画の見込み量、下段が実績)

事 業	21年度	22年度	23年度	単位
手話・要約奉仕員養成研修事業	30	30	30	
	48	46	51	実人/月

[※] 実績は、講座受講者数を示しており、修了者と異なります。

●サービスの見込量

事業	24年度	25年度	26年度	単位
手話・要約奉仕員養成研修事業	30	30	30	実人/月

●見込量確保のための方策

計画的に養成研修を実施し、奉仕員を養成するとともに、コミュニケーション支援事業の制度拡充を図ります。

⑦ 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援 や介護者の一時的な休息を図ります。

●利用実績(上段が第2期計画の見込み量、下段が実績)

事 業	21年度	22年度	23年度	単位
日中一時支援事業	42	45	50	実人/月
	25	32	39	美八/月

●サービスの見込量

事 業	24年度	25年度	26年度	単位
日中一時支援事業	42	45	50	実人/月

●見込量確保のための方策

サービス提供事業者の参入を促進するとともに、必要とされるサービス量の確保と質の高いサービス提供に努めます。

第4章 計画の推進に向けて

1 制度の周知

国では共生の社会の実現を目指し、制度改革をすすめるなかで、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉政策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が平成22年12月10日に公布され、相談支援の充実、グループホーム・ケアホームの利用の際の助成、重度視覚障害者(児)に対する移動支援の個別給付化(同行援護の創設)等、障害者自立支援法の改正が行われています。

これらの改正にあたっては、障害者(児)が必要なサービスを受けられるよう、制度の周知を行い、円滑な事業の実施やサービスの適切な利用を促進します。

2 広域的な連携と推進体制の強化

関連団体や事業者などが連携できるネットワークの構築に引き続き取り 組むとともに、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の円滑な実施と障が い福祉計画の推進体制の強化に努めます。

3 財源の確保

本計画を実効性あるものとするため、効率的なサービス提供に努めるとともに、毎年度の計画量に応じた費用額を適正に把握し、国、県、利用者負担等の特定財源についても、適正な確保に努めます。

≪参考資料≫

鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障がい者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステム作りに関し、中核的な役割を果たし、障がい福祉サービスの提供体制の確保及び関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議の場として、鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。
- (1) 相談支援事業に関し、委託事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 鎌ケ谷市障がい者計画等の具体化に向けた協議に関すること。
- (5) その他障がい者の地域の自立支援に関すること。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 相談支援事業者
- (2) 障がい福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 雇用関係者
- (6) 権利擁護・地域福祉関係者
- (7) 障がい者団体関係者
- (8) 行政関係機関職員
- (9) その他市長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会は、会長が召集し、会長が会議の議長となる。
- 2 協議会は、会長及び過半数の委員の出席をもって開催できるものとする。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見 又は説明を聞くことができる。

(専門部会)

第8条 協議会は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

(秘密の保持)

第9条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、障がい福祉主管課において行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に 諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会委員一覧

任期 平成 22 年 8 月 24 日から平成 25 年 3 月 31 日

◎印は会長 ○印は副会長

1上7/7			
No.	氏 名	所属	役 職 等
1	えま ゅきぉ ◎江間 由紀夫	東京成徳大学	准教授
2	○嵩橋 貴子	特定非営利活動法人 千葉精神保健福祉ネット サポートネット鎌ケ谷	所 長
3	^{みょし し と み} 三好 志都美	社会福祉法人 優幸会	事務長
4	^{ひぐち みょこ} 樋口 美代子	特定非営利活動法人 青空の会	サービス管理責任者
5	_{まつむら ゆきえ} 松村 幸江	特定非営利活動法人 きらら	理事長
6	ゃまね きょたか 山根 清孝	医療法人 梨香会 あきもとふぁーまーず	管理者代理
7	なかま ゆうすけ 坂尾 裕介	習志野健康福祉センター(習志野保健所)	精神保健福祉相談員
8	บริด あけみ 平野 明美	千葉県立つくし特別支援学校	進路指導主事
9	ましだ あっし 吉田 篤史	千葉県立松戸特別支援学校	進路指導主事
10	とょだ ともじ 豊田 朋二	鎌ケ谷市商工会	副会長
11	くぼた のりこ 窪田 規子	船橋公共職業安定所	統括職業指導官
12	やまもと さちこ 山本 幸子	社会福祉法人鎌ケ谷市社会福祉協議会	副会長
13	小林存祐	鎌ケ谷市民生委員児童委員協議会	東部地区会長
14	ゕとぅ ぉぉこ 加藤 美智子	鎌ケ谷市身体障がい者福祉会	副会長
15	いいだか ゅうこ 飯髙 優子	鎌ケ谷市手をつなぐ親の会	会 長
16	^{なかむら まさあき} 中村 正明	鎌ケ谷市精神障がい者家族会 心の健康をささえあう ききょうの会	副会長
17	秋澤進一	鎌ケ谷市聴覚障害者福祉会	会 長
18	岩倉 治夫	社会福祉課	課長
19	たなか のぶょし 田中 延佳	健康増進課	課長
20	かみたに ごう 上谷 豪	中核地域生活支援センター 習志野圏域・なかまネット	地域総合コーディネーター

(平成24年6月現在)

第3期(平成24~平成26年度)

鎌ケ谷市障がい福祉計画

発行 平成24年 月

発行・編集 鎌ケ谷市 健康福祉部 障がい福祉課

住所 〒273-0195 千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷2-6-1

TEL 047-445-1141(代表)

FAX 047-443-2233